

様式第6号(第4条関係)

舞総総第112号

令和6年9月27日

市民オンブズマンまいづる

代表 森本 隆 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



行政文書不存在決定通知書

令和6年9月19日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名 又は内容	職員や市民の対応を弁護士に委託する際のやり方、取り決めや様式、ルール等を定めたマニュアル類などの書類全て
不存在の理由	市民対応の弁護士への委託については、各担当課において個別の事案の性質等に応じて判断し事務を行っていくこととなることから、当該行政文書は作成しておらず、存在しない。
担当部課等	総務部 総務課 電話番号 0773-66-1044 (内線 1353)
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査庁(市長又は実施機関)に対し、審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第1号 (第3条関係)

令和6年9月19日

舞鶴市長様

住所 京都府舞鶴市喜多1105-40
(株)DIYSTYLE 内事務局

請求者 氏名 市民オンブズマンまいづる
代表 森本 隆

電話番号 090-8657-9128

[法人その他の団体にあつては、事務所又は事業
所の所在地並びに名称及び代表者の氏名]
連絡先 (法人その他の団体の担当者)

氏名 市民オンブズマンまいづる 森本 隆
電話番号 090-8657-9128

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	職員や市民の対応を弁護士に委託する際のやり方、取り決めや様式、ルール等を定めたマニュアル類などの書類全て
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (送付希望の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	舞鶴こども園棟本有加里園長の人権を無視した発言に対し徹底的に調査するため。
※ 受付年月日	6年9月19日
※ 担当部課等	総務部 総務課 電話番号 66-1044 (内線)
※ 備考	

(注) 「開示の方法」の欄は、該当する口にレ印を記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。